

議案第 117 号

伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について

伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 3 号中「顧問弁護士」を「弁護士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。